

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

自動車の賃貸借 20台

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入場所及び借入期間

入札説明書による。

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、当年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除する。

(4) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

平成19年10月5日から平成19年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時）

郵便番号760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務学事課 総務・公有財産グループ

電話番号087-832-3074 FAX番号087-806-0213

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成19年10月18日午後5時までに3に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、平成19年10月22日から平成19年10月24日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）香川県総務部総務学事課で閲覧に供する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

平成19年11月15日 受付 午前10時～午前10時20分 入札 午前10時30分

香川県庁北館3階第3会議室

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては、郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成19年11月14日午後5時までとする。）

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成19年11月5日午後5時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県総務部総務学事課に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、本公告日現在A級に格付けされていること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない場合は、平成19年10月31日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
郵便番号760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ
電話番号087-832-3631 FAX番号087-833-0352
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 香川県の区域内に事業所を有するものであること。
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けたこと。
- (6) 過去3年以内に、今回香川県が発注する数量と規模をほぼ同じくする自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があり、指定する日時及び場所に確実に貸し付けることができることを証明したものであること。
- (7) 保守・点検サービスの体制が各借入場所の所在市町に存在するなど、本公告に示した調達物品に係る迅速な体制が整備されていることを証明したものであること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書の中で提出を求められている書類を平成19年11月5日午後5時までに、3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成19年11月8日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased; one auto lease contract (which includes leasing of previously owned vehicles, leasing of new vehicles)

(2) Time-limit for tender; 10:00 a.m., November 15, 2007 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., November 14, 2007)

(3) Contact point for notice; General and Educational Affairs Division, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa 760-8570 Japan
TEL 087-832-8074

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.